ご入院の時は.限度額適用認定証の提示を お願いします。(70歳未満の方)

限度額適用認定証を提示していただくと、窓口でのお支払額が少なくなります。

70 歳未満の方は『限度額適用認定証』を入院時に入退院受付に提示することにより、病院へ の医療費支払いを軽減することができます。

この制度を受けるには、必ず入院前の事前の手続きが必要です。手続きは自己申請となります ので、患者さんが加入されている保険者にご確認をお願いいたします。

- ●国民健康保険、後期高齢者医療広域連合 ・・・・市役所、町村役場
- ●全国健康保険協会(協会けんぽ) ・・・・・ · 各都道府県支部
- ●その他の社会保険 ・・・・・・ ・・・・・お勤め先の健康保険組合



【例えば、10 日の入院で 1,337,670 円の医療費がかかった場合】

(国民健康保険加入で自己負担3割の患者様の割合)

◆認定証を提示しない場合:|自己負担額 401,300円

◆認定証を提示した場合: 自己負担額 90,806円



認定証を提示するだけで、310,494円もお支払いが少なくなります。

※上記は一例です。入院期間が複数月にわたる場合等、条件によりお支払い金額は変わります。 ※窓口負担金の軽減措置であり、医療費の総額は変わりません。

お手続き方法

- ◆この制度は、病院の制度ではありませんので、お手続きは加入されている保険者へ患者さんご 自身または家族等で申請していただく必要があります。
 - ①保険証の発行元へ申請方法をお問合せください。
 - ②申請をおこない限度額適用認定証を取得します。
 - ③入院時もしくは入院中に1階入退院窓口へ提示してください。

注意事項

- ◆月をさかのぼっての発行は出来ない場合が多いため、お手続きはお急ぎください。 例えば、4月に入院し手続きは5月におこなった場合、限度額適用認定証は5月1日から利 用できるものしか発行されません。
 - ※入院前から手続きができますので、入院前に申請をしておくと良いです。
- ◆保険診療対象外の費用(個室料、食事負担金等)は自己負担額に含まれません。
- ※ご不明な点がございましたら1階の医療相談支援室、医事課までお問合せください。